

塩竈市外国語指導助手派遣業務委託公募型プロポーザル実施要領

1 趣旨

塩竈市立小中学校における外国語教育の充実及び国際理解教育の推進を図るため、外国語指導助手の派遣の実施に関し、業務能力を勘案し、最も業務遂行に的確と判断される事業者選定を有識者による選定委員会を経る、公募型プロポーザル方式により実施するために必要な事項を定めるものとする。

2 事業者の選定方法

市が公募による事業者から提出された提案書を審査し、最も優れた提案を行ったと認められる事業者を選定する。

3 業務概要

(1) 業務名

塩竈市外国語指導助手派遣業務委託

(2) 履行場所

塩竈市立小中学校 12校及び教育委員会が指定する場所

学校名	所在地
塩竈市立第一小学校	塩竈市泉ヶ岡 1 番 1 号
塩竈市立第二小学校	塩竈市小松崎 10 番 1 号
塩竈市立第三小学校	塩竈市花立町 15 番 1 号
塩竈市立月見ヶ丘小学校	塩竈市月見ヶ丘 2 番 1 号
塩竈市立浦戸小学校	塩竈市浦戸野々島字馬越 8 番地
塩竈市立杉の入小学校	塩竈市杉の入一丁目 19 番 1 号
塩竈市立玉川小学校	塩竈市玉川二丁目 9 番 1 号
塩竈市立第一中学校	塩竈市みのが丘 3 番 1 号
塩竈市立第二中学校	塩竈市楓町二丁目 10 番 1 号
塩竈市立第三中学校	多賀城市笠神二丁目 1 番 1 号
塩竈市立玉川中学校	塩竈市権現堂 19 番 1 号
塩竈市立浦戸中学校	塩竈市浦戸野々島字馬越 8 番地
塩竈市教育委員会	塩竈市本町 1 番 1 号
塩竈市公立保育所	塩竈市内

(3) 外国語指導助手の業務内容

- ① 小中学校における外国語（英語）授業の指導補助
- ② 教職員に対し、効果的な外国語教材及び学習プログラム、指導方法等の積極的な提案
- ③ 学習指導要領に基づく年間指導計画、学習指導案、授業設計等作成時の情報提供及び企画提案
- ④ 指導内容や方法に関する教員との事前打合せや事後の検討
- ⑤ 授業の反省、分析、教職員による児童生徒の評価への参加と情報提供
- ⑥ 小中学校の教育課程に基づく特別活動や総合的な学習の時間、外国語活動等における指導、国際理解に関する教育活動の指導及び指導補助並びに課外活動への協力
- ⑦ 試験実施の補助
- ⑧ 児童生徒との交流活動、個別指導
- ⑨ 国際交流活動における指導及び指導補助、協力
- ⑩ 英語暗唱、弁論大会等に向けた児童生徒への指導助言及び審査等の関連業務
- ⑪ 英検等児童生徒の資格取得に関する学習支援の機会の提供
- ⑫ 教職員に対する国際理解や英語活動に関わる研修の支援や研修会の講師
- ⑬ 臨時休業期間の学習支援
- ⑭ その他教育委員会と派遣事業者において協議の上決定した業務

(4) 外国語指導助手の資格要件

- ① 業務を実施するにあたり所持すべき有効かつ適正な種別の就労査証を取得していること。
- ② 英語を母国語とし、大学の学士以上の学位号取得者であること。
- ③ 現代の標準的な英語力を備え、英語圏（欧米）諸国における英語の発音、リズム、イントネーション及び発声において優秀であり、かつ文章力及び文法力が優れていること。
- ④ 日本の教育環境を十分に理解し、熱意をもって指導にあたることが可能であること。
- ⑤ 過去に小学校・中学校のいずれかの指導経験が十分にあること又は派遣元の研修等を十分な期間受講し、派遣先の必要とする水準の指導技術を持っていること。
- ⑥ 業務推進に要する教職員、児童生徒と積極的にコミュニケーションを図ることができるとともに、良好な人間関係を構築できること。

- ⑦ 日常会話や業務の打ち合わせ等で日本語を用いた円滑な意思疎通が可能な日本語の実用的な能力を持つ者であること。
 - ⑧ 法令を遵守し、日本の習慣等を理解し、良識を持った行動・服装等、教育者としてふさわしい資質を有すること。
 - ⑨ 感染症等拡大防止のための行動制限等、児童生徒の健康や安全を守るための要請を理解し応じられること。
- (5) 外国語助手の人数
3名（内1名は令和9年8月～）
- (6) 契約期間
令和9年4月1日から令和12年3月31日まで
- (7) その他
その他業務等の詳細は「仕様書」による。

4 見積限度額（上限）

44,308千円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）
3年契約（債務負担行為）

5 プロポーザル参加要件

令和7・8年度塩竈市競争入札参加者資格名簿に登録されている者で、公告時点において次の事項に該当する者。ただし、上記に登録がない者であっても臨時登録期間（令和8年9月14日～令和8年10月14日）中に登録を受ければ参加可能とする。

- (1) 塩竈市から指名停止を受けている期間中でないこと。
- (2) 平成31年4月以降に、国（独立行政法人を含む。）又は地方公共団体が発注した外国語指導助手派遣事業業務（本業務と類似した業務に限る。）について、派遣実績があること。
- (3) 地方自治法施行令第167条（昭和22年政令第16号）の4の規定に該当しない者であること。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく会社更生手続開始の申し立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申し立てがなされていないこと。
- (5) 塩竈市入札契約暴力団等排除措置要綱（平成20年度塩竈市告示第93号）に規定する要件に該当しないこと。

(6) 国税及び地方税を滞納していないこと。

(7) 別紙「塩竈市外国語指導助手派遣業務委託仕様書」に基づき、信義に従い、誠実に業務を履行できる者

6 選定日程（予定）

内容	日時
公募開始（市ホームページ掲載）	令和8年9月17日（木）
参加者募集期間	令和8年9月17日（木） ～令和8年10月9日（金）
質問受付期限	令和8年10月9日（金）
質問回答期限	令和8年10月14日（水）
参加申込書提出期限	令和8年10月23日（金）
企画提案書提出期限	令和8年10月30日（金）
審査会	令和8年11月 6日（金）
選定結果通知	令和8年11月中旬
契約締結	12月中
業務開始準備期間	契約締結後 ～令和9年3月31日（水）
業務開始	令和9年4月1日（木）

* 本プロポーザルに関する事前説明会は実施しない。

7 質問の受付

質問がある場合には、次の方法で提出すること。

- (1) 提出書式 質問書（様式1）による。
- (2) 提出先 塩竈市教育委員会 学校教育課
電子メール e_kyouiku@city.shiogama.miyagi.jp
提出方法 電子メールによる提出
- (4) 提出期限 令和8年10月9日（金）まで
- (5) 回答 全ての質問について質問者を無記載として取りまとめ、
令和8年10月23日（金）までにホームページに掲載。

8 参加申込

本プロポーザルに参加を希望する事業者は、参加申込書類を下記のとおり提出すること。

- (1) 提出書類 参加申込書（様式2） 1 部 ※要押印
暴力団排除条例に係る誓約書（様式3）※要押印
納税証明書 ※未納税額がないことを証明するもの
- (2) 提出場所 塩竈市教育委員会 学校教育課
- (3) 提出方法 持参又は郵送
- (4) 提出期限 令和8年10月23日（金） 午後3時 まで

9 提案書の提出

本プロポーザルに参加する事業者は、必要書類（任意様式）を下記のとおり提出すること。

- (1) 提出書類
 - ① 事業者の概要
 - ② 外国語指導助手派遣業務 の受託実績
 - ③ 仕様書に基づいた業務に対する考え方、実施方針及び実施体制等
 - ア 英語教育に関する方針、理念
 - イ 外国語指導助手の効果的な活用事例、提案
 - ウ 人材確保に向けての採用方法、採用基準
 - エ 外国語指導助手の研修体制、内容
 - オ 外国語指導助手の管理体制（労務管理、勤務評価、健康管理等）
 - カ 危機管理体制
 - キ 法令遵守
 - ④ 見積書
 - ア 見積金額については、仕様書及び提案書に記載された全ての業務の見積金額及び内訳金額（税抜）を記載すること。
 - イ 人件費、研修費、管理費等、詳細な積算内訳書を添付すること。
- (2) 提出書類に関する留意事項
 - ア (1) の提出書類中、①から③については、A4縦長横書き両面にて作成すること。正本1部表紙に社名、代表者名を記載し、社印、代表者印を押印すること。）、副本11部（正本のコピー）を提出すること。
 - イ (1) の提出書類中、④については、押印したものを1部提出すること。

- (3) 提出場所 塩竈市教育委員会 学校教育課
- (4) 提出方法 持参又は郵送
- (5) 提出期限 令和8年10月30日(金) 午後3時まで

1.0 提案等に要する費用及び提出書類

- (1) 提案書の作成及び提出に要する費用は、提出者の負担とする。
- (2) 提出された提案書等一切の書類は返却しないものとする。なお、提出された書類を提出者に無断で本件の目的以外に使用する事はない。

1.1 プロポーザル審査の方法

- (1) 選定委員会による審査
受託候補者は、「塩竈市外国語指導助手派遣業務者選定委員会による審査会（以下「審査会」という。）」の審査を経て選定する。
- (2) 審査会
審査会は、提案書、プレゼンテーション及びヒアリングの内容を対象に審査し、受託候補者を決定する。審査基準は以下のとおりとする。

	審査項目	審査の主な視点	配点
企画提案内容評価	事業者の経営概要	外国語指導助手を十分に派遣できる経営規模を有し、その経営状況が安定的かつ良好であること。	15
	外国語指導助手派遣業務の受託実績	信頼するにあたる、十分な実績を有していること。	10
	英語教育に関する方針・理念及び外国語指導助手の活用事例・提案	業務遂行に際し、ふさわしい知識及び理念があること。業務遂行に際し、適切な外国語指導助手の活用事例提示、提案がなされていること。	20
	人材確保に向けての採用基準	人材の採用方法、スケジュール、採用基準等は適切であること。	10

	外国語指導助手の研修体制、スキル等の内容	小中学校における英語指導及び国際理解教育推進のために必要な能力を習得させるために適切な研修体制が整っていること。	10
	外国語指導助手の管理体制、マネジメント能力の確認	外国語指導助手の管理体制、労務管理等が適切であること。	10
	危機管理体制・法令遵守	事故、欠員、緊急時の対応等危機管理が適切であること。コンプライアンス等の確認。	15
価格評価	価格審査	適正かつ安価な委託料が算定されていること。	10
	合計		100

- ・15分以内のプレゼンテーションの後、15分程度のヒアリングを行う。
- ・審査会時の追加資料の配布は不可とする。
- ・企画提案内容評価点に最低制限得点を設け、これに満たない提案者は総合評価点の如何にかかわらず不採用とする。

(3) 審査会による審査

市は、審査会の審査結果を踏まえ、受託候補者を決定する。なお、選定結果は、参加者全員に対して通知するとともに、塩竈市ホームページに掲載する。

1.2 契約締結の方法

受託候補者は、本契約について優先交渉を行なう。なお、選定後から委託契約の締結までの間に、市との協議を経て、業務内容に基づく見積りを徴収し、市の定める金額を上限として契約を締結するものとする。

なお、下記のいずれかに該当し、受託候補者と契約を締結できない場合は、次点提案者と契約交渉を行うものとする。

- (1) 「5 プロポーザル参加要件」に定める要件を満たすことができなくなったとき。
- (2) 契約交渉が成立しないとき、又は候補者が本契約の締結を辞退したとき。
- (3) 提出書類、企画提案書等に虚偽の記載が判明したとき。
- (4) その他契約の締結が不可能となったとき。

1 3 その他

選定委員の構成、評価内容は公表しない。また、選定結果に関する異議申し立て及び問合せは一切受け付けない。

1 4 問合せ

担当	塩竈市教育委員会 学校教育課
電話	0 2 2-3 6 5-3 2 1 6
FAX	0 2 2-3 6 5-3 3 4 7
電子メール	e_kyouiku@city.shiogama.miyagi.jp